

## 後期高齢者医療制度の創設に係る広域連合の設立について

平成 18 年 8 月 23 日  
保 健 福 祉 部

## 1 後期高齢者医療制度

超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律（平成 18 年 6 月 14 日成立）により、75 歳以上の者等を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設され、平成 20 年 4 月から施行する。なお、施行日前でも、後期高齢者医療事務の実施に必要な準備行為をすることができる旨の経過措置が設けられている。

## 〔制度の概要〕

- ① 保険者 広域連合（県内全市町村加入）
- ② 被保険者 75 歳以上の者及び 65 歳から 74 歳までの寝たきり等の者
- ③ 患者負担 1 割負担。ただし、現役並み所得者は 3 割負担
- ④ 費用負担 患者負担を除き、公費約 5 割（国 4：県 1：市町村 1）、現役世代支援金約 4 割、後期高齢者保険料 1 割
- ⑤ 保険料 原則、県内均一の保険料率
- ⑥ 運 営 財政運営（庶務会計、資格管理、保険給付、保険料賦課等）は広域連合、保険料徴収は各市町村が業務を担当。
- ⑦ 財政安定化基金（県） 国、県、広域連合が各 1/3 拠出。保険料徴収や給付増の財政リスクに対して広域連合に貸付・交付

## 2 広域連合の設立

- (1) 後期高齢者医療制度の運営主体として、県内全市町村が加入する広域連合を平成 19 年 2 月に設置の予定である。なお、新制度施行準備のため、平成 18 年度末日までに設立することが必要である。
- (2) 設立に向けて所要の検討・調整を行わせるため、広域連合設立準備委員会を設置する。委員は、市町村、県、市長会、町村会、国保連等をもって構成の予定である。
- (3) 設立準備委員会事務局及び広域連合事務局の職員は、市町村及び国保連等からの派遣により対応する。

## 3 広域連合設立スケジュール

- 平成 18 年 4 月 27 日 広域連合設立に向けたワーキンググループの設置  
※県医療国保課・保健福祉企画室・長寿社会課・市町村課、市長会、町村会、国保連、盛岡市、花巻市、矢巾町、滝沢村
- 平成 18 年 4 月～8 月 広域連合設立準備委員会の設置準備等
- 平成 18 年 6 月 14 日 医療制度改革関連法案成立
- 平成 18 年 9 月 1 日 広域連合設立準備委員会事務局の開設（県自治会館 4 階）

平成 18 年 9 月	広域連合設立準備委員会の設置
平成 18 年 12 月	広域連合規約提案・議決（市町村議会）
平成 19 年 1 月	広域連合設置許可申請（市町村から県知事に）
平成 19 年 2 月	広域連合設置許可（県知事）
平成 19 年 2 月	広域連合長選挙 ※選挙の方法は規約で規定
平成 19 年 3 月	広域連合議会議員選挙 ※選挙の方法は規約で規定
平成 19 年 3 月	広域連合議会 ※組織、人事、給与、財務等広域連合に係る条例の制定
平成 19 年 11 月	広域連合議会 ※保険料に関する条例の制定
平成 20 年 4 月	後期高齢者医療制度の施行

#### 4 今後の市の対応

##### (1) 職員の派遣等

- ① 広域連合設立準備委員会事務局 … 平成 18 年 9 月 事務局体制 10 人予定
- ② 広域連合事務局 新制度準備業務 … 平成 19 年 4 月 事務局体制 20 人予定  
新制度運用開始 … 平成 20 年 4 月 事務局体制 30 人予定

※派遣職員数は、各市町村の老人医療受給対象者数により配分。

##### (2) 予算措置（平成 18 年度）

- ① 広域連合設立経費に対する国庫補助金の受入れ（代表市町村）
- ② 広域連合に対する市町村分担金（負担率未定）

##### (3) 後期高齢者医療に関する収入・支出に係る特別会計の設置（平成 20 年度）

##### (4) 議会関係

- ① 広域連合規約の議決（県内全市町村議会）… 平成 18 年 12 月議会
- ② 広域連合議会議員選挙（選挙の方法は規約で規定）… 平成 19 年 3 月議会